

番 号 : 141131

国 名 : レバノン

担当部署 : 中東・欧州部中東第二課

案件名 : シリア危機の影響及び支援に係る情報収集・確認調査 (情報収集、案件形成、ドナー間調整)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 情報収集、案件形成、ドナー間調整
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年2月上旬から2015年9月下旬まで
- (2) 業務M/M : 1. 05国内 M/M、現地 5. 93M/M、合計 6. 98M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	第1回現地業務期間	国内作業期間	第2回現地業務期間	整理期間
7日	89日	7日	89日	7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 1月21日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica. go. jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務方針の的確性 18点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 36点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 20点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 8点
- (計100点)

類似業務	脆弱国支援・平和構築支援に係る情報収集・ドナー連携等各種業務
対象国/類似地域	レバノン/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

2011年のシリア危機以降、レバノンへは100万人を超えるシリア難民が流入しており（2014年11月時点で115万人の難民がUNHCRに登録済み）、難民数はレバノンの人口約400万人の約4分の1を超え、レバノンは、シリアの周辺国で最も多くの難民を受け入れている。

JICAは2014年3月にレバノンを含むシリア危機による影響を受けている国に対して平和構築アセスメント調査（Peacebuilding Needs and Impact Assessment）（以下、「PNA調査」）を実施し、現地情報の収集及び紛争の各種要因分析を行った。同調査においては、レバノンにおけるシリア難民の状況は深刻であり、また、レバノン政府は難民流入による公共サービス支出の増加等大きな負担を負っていることが報告されている。UNHCR、世銀等をはじめとした国際社会からの支援も多く行われているが、難民の流入増加に対して支援は追いついておらず、引き続き支援が必要な状況である。

日本は、緊急無償、国際機関経由無償、日本NGO支援無償、草の根・人間の安全保障無償等、可能なスキームを活用し、2014年2月までに56.76百万ドルの支援を表明した上、2014年9月の国連総会で新たに3.5百万ドルの追加支援を表明した。

JICAとしては、帰国研修員や帰国研修員同窓会を通じた支援等、既往事業を足掛かりにした支援に加え、他国で実施している平和構築支援分野等、日本の知見・経験が生かせる支援（ホストコミュニティ支援）を検討中であるが、国際社会からの支援も既に多く実施されており、また、レバノンの複雑な政治・社会状況に鑑み、今後の支援検討・実施にあたって情報収集・確認が必要な状況である。

7. 業務の内容

本業務は、今後の支援検討にあたり、国際機関、欧米等主要ドナーの活動計画・内容、またNGO等の活動状況・実施体制・支援内容、政府機関の活動状況等について情報収集を行う。それらをもとに、現地における援助ニーズを調査・分析し、支援方針を検討するとともに今後の支援実施に向けた状況確認を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間（2015年2月上旬）

- ①本調査に関連する既存文献、資料、インターネットから得られる情報等を含む関連情報を収集・分析し、業務内容を把握する。
- ②我が国がアフリカ・中東等で協力している難民受入及びホストコミュニティ支援に関する類似プロジェクトについて、その内容を把握し、グッド・プラクティスを収集する。
- ③現地での業務行程、各組織との協議・収集する情報内容等を含むワークプラン（案、和文）を作成し、JICA中東・欧州部と協議する。

(2) 第1回現地派遣期間（2015年2月中旬～2015年5月上旬）

- ①レバノン側関係機関、国際機関、主要ドナー、NGO等との情報交換・調整を行う。
- ②支援ニーズに関する情報収集・分析を行う。
- ③レバノンでの支援実施に向けた制度・体制等の調査・確認、レバノン政府機関及び関係援助機関との調整、案件形成支援等を行う。
- ④現地調査結果報告書（案）（和文）を作成し、在レバノン日本大使館に報告する。

(3) 国内作業期間（2015年5月中旬）

- ①レバノン情勢と今後の見通し、各国の対応と支援計画及び実績、NGO等の活動内容・実績、実現性の高い支援内容、制約要因、今後の支援策（案）を含む総合的な見通しについて第1回現地調査の結果を取りまとめる。
- ②現地調査結果報告書（案）（更新版）を作成し、監督職員と協議する。
- ③第2回現地調査行程、各組織との協議・収集する情報内容等を含むワークプラン（案、和文）（更新版）を作成し、JICA中東・欧州部と協議する。

- (4) 第2回現地派遣期間(2015年5月下旬～2015年8月中旬)
- ①レバノン側関係機関、国際機関、主要ドナー、NGO等との情報交換・調整を行う。
 - ②支援ニーズに関する情報収集・分析を行う。
 - ③レバノンでの支援実施に向けた制度・体制等の調査・確認、レバノン政府機関及び関係援助機関との調整、案件形成支援等を行う。
 - ④現地調査結果報告書(案)(和文)を作成し、在レバノン日本大使館に報告する。
- (5) 帰国後整理期間(2015年8月下旬)
- ①レバノン情勢と今後の見通し、各国の対応と支援計画及び実績、NGO等の活動内容・実績、実現性の高い支援内容、制約要因、今後の支援策(案)、レバノンでの支援実施に向けた制度・体制等を含む総合的な見通しについて調査結果を取りまとめる。
 - ②現地調査結果報告書(和文)を作成する。
 - ③帰国報告会に出席し、現地調査結果を報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(2)現地業務結果報告書とする。

- (1) ワークプラン(和文、英文要約: JICA中東・欧州部)
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。
- (2) 現地調査結果報告書(和文、英文要約: JICA中東・欧州部)
国際機関・他ドナー・NGO等が実施している直接支援事業について、事業のプロポーザル、事業実施契約書等の資料(英語のみで可)があれば添付する。
上記(1)～(2)については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。
航空経路は、成田⇒ドーハ⇒バイルート⇒ドーハ⇒成田を標準とします。
- (2) 戦争特約保険料
本調査はレバノンを対象としますが、「功労金制度における戦争特約対象国・地域」で対象外となっている北レバノン県(バトルーン郡を除く)、ベカー県、ナバティエ県、南レバノン県、バイルート南郊外(ダーヒヤ地区)及び各地のパレスチナ難民キャンプを除く地域を現時点では訪問可能地域として想定しているため、戦争特約保険料は計上不要です。ただし、今後の情勢の変化等により、戦争特約対象地域となり、戦争特約保険の計上が必要となる場合には、別途契約変更等にて対応します。
詳細は(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>)を参照願います。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地派遣期間は2015年2月下旬～5月中旬、6月上旬～9月上旬を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。
 - ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。総括は第1回現地派遣期間の冒頭1週間程度レバノンに出張予定です。

(ア) 総括 (JICA)

(イ) 情報収集・案件形成・ドナー間連携 (コンサルタント)

この他、本件に係る調査とは別にシリア事務所及びヨルダン事務所から適宜レバノンに出張予定です。また、形成中案件に関連し、別途本部からも出張の可能性があります。

なお、現地業務実施にあたっては、JICA本部の他、在レバノン日本大使館、JICAシリア事務所、JICAヨルダン事務所とも十分な連絡調整を図ることとします。

③ 便宜供与内容

JICAからの便宜供与は特にありませんが、現地でのアポイント調整は派遣当初は現地大使館の協力を得ながら調整します。

④ ローカルスタッフの備上

英語での業務が可能なローカルスタッフを1名備上してください。備上にかかる経費は契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には一般業務費として積算し、計上ください。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当機構中東・欧州部中東第二課 (TEL:03-5226-6890) にて配布します。

・ シリアPNA報告書

② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

・ Syria Regional Refugee Response: Inter-agency Information Sharing Portal

(シリア難民対応に係るポータルサイト。各種資料が閲覧可能)

<http://data.unhcr.org/syrianrefugees/regional.php#>

・ “CRP – Lebanon Crisis Response Plan – 2015/16”

(本年12月に公開された2015年に向けたレバノン危機対応計画。上記サイトから閲覧可能)

(3) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② レバノン国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構総務部安全管理室の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

③ 語学について、アラビア語ができるとより良い。

④ 紛争影響国・脆弱国での業務経験があるとより良い。

以上